

## 品川区町会・自治会館建設補助金交付要綱

制定	昭和56年	8月31日	要綱第	71号
改正	昭和61年	3月17日	要綱第	11号
改正	平成3年	3月30日	要綱第	22号
改正	平成13年	3月28日	要綱第	100号
改正	平成17年	2月28日	要綱第	7号
改正	平成21年	3月31日	要綱第	177号
改正	平成22年	3月31日	要綱第	10号
改正	平成23年	8月15日	要綱第	119号
改正	平成27年	3月27日	要綱第	211号
改正	平成27年	5月22日	要綱第	406号
改正	平成28年	3月15日	要綱第	102号
改正	平成29年	4月1日	要綱第	18号
改正	平成31年	4月1日	要綱第	193号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町会または自治会（以下「町会等」という。）が地域住民の福祉の増進と連帯感の醸成を図るとともに、自主的な活動を強化することを目的として、会館または集会所（以下「会館」という。）の新築、増築、改築もしくは修繕または既設建物（土地付建物の場合にあつては、当該土地を含む。）の購入（以下「新築等」という。）に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における町会等とは、品川区町会・自治会に対する助成金（環境整備・地域コミュニティ活性化・防災）交付要綱（昭和60年品川区要綱第69号）の規定に基づき、環境整備助成金の交付を受けている団体をいう。

### (補助金交付の対象となる会館の要件)

第3条 補助金交付の対象となる会館（以下「補助対象会館」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 延べ床面積（増築の場合は増築後の延べ床面積）が50平方メートル以上であること。
- (2) 過去3年以内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。ただし、補助金の交付を受けようとするときにおいて、火災その他の災害により会館が著しい被害を受けている場合はこの限りでない。
- (3) 町会等が、自主的かつ民主的に管理運営していること。
- (4) 会議、催物、グループ活動の場等として広く地域住民に利用されるものであること。

### (補助金交付の対象とならないもの)

第4条 補助対象会館の新築等に要する経費（以下「新築等経費」という。）のうち、次の各号に掲げるものは、補助金交付の対象としない。

- (1) 会館用地の取得経費（土地付建物を購入する場合を除く。）、借地権利金および造成経費
- (2) 備品およびじゅう器類の購入経費
- (3) 会館の維持管理等に要する経費
- (4) 会館の新築等の経費で50万円未満のもの。ただし、火災その他の災害により会館が著しい被害を受けている場合はこの限りではない。
- (5) 会館に併設の共同住宅、店舗および駐車場等の部分に係る経費
- (6) その他区長が補助金交付の対象とすることを適当でないと認めるもの

### (補助金額)

第5条 補助金の交付額は、補助金交付の対象となる新築等経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1以内とし、1会館につき2,000万円（土地付建物を購入する場合にあつては2,200万円）を限度とする。

2 新築等を行う会館が、葬祭の場として地域住民に利用されることにより第3条第1項第4号に規定する要件を満たすものであって、会館の管理運営に関する規約等に葬祭使用に関する定めがあるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の交付額は、補助対象経費の2分の

1以内とし、2, 500万円（土地付建物を購入する場合にあっては2, 700万円）を限度とする。

- 3 新築等を行う会館が、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第7条の3第1項の規定による対象区域内の準防火地域で建築基準法に基づく耐火および準耐火建築物または、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2に該当する場合には、第1項の規定にかかわらず、補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内とし、2, 300万円（土地付建物を購入する場合にあっては2, 500万円）を限度とする。

また、新築等を行う会館が、前項およびこの項の規定のいずれにも該当する場合、第1項の規定にかかわらず、補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内とし、2, 800万円（土地付建物を購入する場合にあっては3, 000万円）を限度とする。

- 4 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正前の建築基準法施行令の規定に基づき、建築基準法上の建築確認を受けた建物であって、耐震診断の結果、現在の耐震基準を満たしていない建物に対する補助金の額は、第1項から前項までの規定にかかわらず、補助対象経費のうち耐震改修に係る経費の3分の2以内とし、第1項から前項までに規定する限度額にそれぞれ3分の1を乗じた額を加算した額を限度とする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする町会等は、補助対象会館の建築確認申請の手続を行う前（建築確認申請を要しない修繕の場合は工事請負契約の前、既設建物の購入の場合は売買契約の前をいう。）に、次の各号に定める事項について区長と協議するものとする。

- (1) 会館の新築等についての予算執行計画に関すること。
- (2) 会館の建設用地および工事等の日程に関すること。
- (3) 会館の構造に関すること。
- (4) 会館の維持、管理および運営に関すること。
- (5) その他区長が必要と認める事項

- 2 区長は、前項の規定による協議の際等に、必要に応じ、指導または助言を行うことができる。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする町会等は、会館建設補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 会館の新築、増築、改築および修繕の場合
  - ア 会館建設に係る予算執行計画書
  - イ 建築確認を要するものについては、建築確認申請書（写し）および建築確認済証（写し）
  - ウ 工事請負契約書（写し）
  - エ 建設見積書（写し）
  - オ 建築設計図（写し）
  - カ 土地の権利関係を明確にする書類（借地の場合は土地所有者の承諾書）
  - キ 会館の管理運営に関する規約
  - ク その他区長が必要と認める書類
- (2) 既設建物の購入の場合
  - ア 会館購入に係る予算執行計画書
  - イ 売買契約書（写し）
  - ウ 建築設計図（写し）
  - エ 会館の管理運営に関する規約
  - オ その他区長が必要と認める書類

- 2 前項の規定は、原則として、会館の新築等をしようとする日から、工事完了または会館を取得した日以後3カ月以内に行わなければならない。

（交付決定）

第8条 区長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、会館建設補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

- 2 区長は、補助金の交付を決定するにあたって、必要な条件を付することができる。

（請求書等の提出）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた町会等は、区長が定める期日までに会館建設補助金請求書（第3号様式）、念書（第4号様式）および中間検査合格証（写し）（新築等しようとする会館が3階建て以上の場合に限る。）を区長に提出しなければならない。

（承認事項）

第10条 補助金の交付決定を受けた町会等は、その後に生じた事情等により会館の新築等の中止または工事内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、内容等の変更が軽微なものについては、この限りではない。

（完了届）

第11条 第8条に規定する補助金交付の決定を受けた町会等は、補助金交付の対象となった会館の新築等が完了したときは、すみやかに完了届（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 会館の新築等に係る決算報告書
- (2) 会館の新築等に係る領収書（写し）
- (3) その他区長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 区長は、前条に規定する届出を受けた場合は調査を行い、交付決定の内容および会館の工事の状況を確認した後に補助金の交付額を確定し、会館建設補助金確定通知書（第6号様式）により前条に規定する届出をした者に通知する。

（町会等の責務）

第13条 補助金の交付を受けて会館の新築等を行う町会等は、防火貯水槽、小型防災ポンプ置場、町会防災資器材置場の設置等区の防災対策に協力しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 区長は、補助金交付の決定を受けた町会等が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはそれに付した条件に違反したとき。

（返還）

第15条 町会等は、前条の規定による取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、遅滞なく返還しなければならない。

2 前項の規定は、第8条に規定する補助金交付の決定を受け、既に交付された補助金の額が、第12条の規定により確定された補助金の額を上回っている場合において、その差額分について準用する。

（違約金）

第16条 町会等は、前条第1項の規定により交付を受けた補助金を返還する場合において、補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

（財産処分の制限）

第17条 町会等は、この要綱に基づく補助金の交付を受けて新築等をした会館を、区長の承諾を得ることなく第1条に規定する補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。

（委任）

第18条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和56年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和57年6月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

2 改正前の要綱により交付された補助金については、なお従前の例による。ただし、改正前の要綱により補助金の交付を受けた会館が第3条第1項第5号に該当するもので、会館の改築および修繕工事をする場合は、区長が特に必要と認めたものに限り、第4条第1号の規定

にかかわらず、当分の間、工事費の2分の1以内で、300万円を限度として補助金を交付する。

付 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱により交付された補助金については、なお従前の例による。  
ただし、改正前の要綱により補助金の交付を受けた会館が第3条第1項第5号に該当するもので、会館の改築および修繕工事をする場合は、区長が特に必要と認めたものに限り、第4条第1号の規定にかかわらず、当分の間、工事費の2分の1以内で、500万円を限度として補助金を交付する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱により交付された補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成23年8月15日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

品川区長 あて

申請団体名  
代表者住所  
代表者氏名

印

### 会館建設等補助金交付申請書

当会の会館を下記のとおり建設しますので、品川区町会・自治会館建設補助金交付要綱に基づき関係書類を添えて交付申請します。

記

申請額			千	百	十	万	千	百	十	円
申請額の内容		要綱第5条第 項適用によるもの								
種 別		新 築 ・ 増 築 ・ 改 築 ・ 修 繕 ・ 購 入								
会館の名称										
所在地		品川区 丁目 番 号								
建 物	構 造					延床面積		m <sup>2</sup>		
	工事期間 (予定)	着 工： 年 月 日								
		完 了： 年 月 日								
取得(予定)		年 月 日								
土 地	所 有 者					面 積		m <sup>2</sup>		
	住 所 氏 名									
主な使用目的		葬祭場使用（可・不可）								

様

品川区長



### 会館建設等補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった会館建設補助金の交付について、品川区町会・自治会館建設補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

#### 記

交 付 額		千	百	十	万	千	百	十	円
交付額の内容	要綱第5条 項適用によるもの								
補助対象会館	名 称 所在地								
交 付 条 件	品川区町会・自治会館建設補助金交付要綱を遵守すること。								
請求書提出期限	年 月 日								

### 会館建設補助金請求書

金 額		千	百	十	万	千	百	十	円

年 月 日付番 号をもって交付決定のあった会館建設補助金について  
、上記の金額を請求します。

年 月 日

品 川 区 長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

印

## 念 書

このたび、品川区より補助金の交付を受け建設した下記会館については、町会（自治会）所有のものとし、品川区補助金等交付規則および品川区町会・自治会館建設補助金交付要綱を誠実に遵守し、維持、管理、運営等に当たることを確約いたします。

### 記

1 会 館 名 称

2 所 在 地

3 構 造 ・ 面 積

上記後日のため本書を提出します。

年 月 日

品 川 区 長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

印



# 完 了 届

下記のとおり、会館建設（新築・修繕）が完了したので届出します。

## 記

会館の名称				
所在地		品川区 丁目 番号		
会館	構造		延床面積	m <sup>2</sup>
	工事着工日	年 月 日		
	工事完了日	年 月 日		
	取得年月日	年 月 日		
工事施工者または購入先	氏名			
	住所			

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

印

